

仙台高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税・無申告加算税の決定処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(石巻税務署長)

平成21年10月15日棄却・上告

(第一審・仙台地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年4月16日判決、本資料259号-67・順号11180)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	石巻税務署長 稲垣 孝一
被控訴人指定代理人	山崎 敬二
同	富樫 裕幸
同	徳光 雅健
同	菊池 光夫
同	林 広光

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成19年3月8日付けで控訴人に対してした平成13年分から平成17年分の所得税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、遠洋鮪漁船を運航する外国法人との間で乗船契約を締結し報酬等(本件報酬等)を得た控訴人が、被控訴人に対し、控訴人は所得税法2条1項5号に規定する「非居住者」であり、本件報酬等は国内源泉所得ではないから、これに所得税を課税することは違法であるなどと主張して、処分行政庁が平成19年3月8日付けで控訴人に対してした平成13年分から平成17年分の所得税の各決定処分及び無申告加算税の各賦課決定処分(本件各処分)の取消しを求めた事案である。

原審が本件各処分のうち一部については国税不服審判所長がこれを取り消す旨の裁決(本件裁決)をしたとして、本件訴えのうち当該部分の取消しを求める部分をいずれも却下し、その余の

控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が不服を申し立てた。そのほかの事案の概要は、下記2のとおり原判決の訂正等があるほかは、原判決の事実及び理由欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の訂正等

- (1) 原判決3頁5行目の「課した」を「行った」に、同18行目の「同所を住所として」から同21行目の「住民登録をしていた。」までを「控訴人と控訴人の母である乙（大正6年12月10日生）は、同所を住所として、昭和55年9月15日から少なくとも平成18年12月13日（証拠上住民登録されていたことが確認できる日）までの間、住民登録をしていた。」にそれぞれ改める。
- (2) 原判決4頁5行目の「本件住所地」を「本件肩書地」に、同23行目の「本件裁決額」を「本件裁決で維持された額」にそれぞれ改め、同26行目末尾、同5頁3行目末尾、同7行目末尾、同9行目末尾にいずれも「。」を加える。
- (3) 原判決6頁10行目の「『D』」から同11行目から12行目にかけての「掲載されていない。」までを「『D』によれば、当時、外国籍の船舶の乗組員で所得税等が課税されたものはいなかった。」に、同12行目、同16行目、同18行目、同7頁3行目、同8行目、同10行目、同12行目、同15行目、同8頁1行目の各「外国籍の乗船船員」を「外国籍の船舶の乗組員」にそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各処分中本件裁決で取り消された部分についての取消しを求める部分に係る訴えは却下すべきであり、本件請求中その余の部分については理由がないからこれをいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、下記2のとおり原判決の訂正等があるほかは、原判決の事実及び理由欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の訂正等

- (1) 原判決9頁1行目の「原告は」から同4行目の「居住している。」までを「控訴人は、本件土地建物を取得した昭和55年9月から少なくとも平成18年12月13日（証拠上住民登録されていたことが確認できる日）まで、26年余りの長期間にわたって本件肩書地に住民登録をしていたのであり、控訴人の母も、同様に本件肩書地に住民登録をし、居住していた。」に、同7行目の「原告は」から同8行目の「長期間にわたって」までを「控訴人は、控訴人の母と共に少なくとも26年余りという長期間にわたって」に改める。
- (2) 原判決9頁14行目の「上記記載の」を「また、弁論の全趣旨によれば、控訴人は、長期間の洋上生活の合間に下船した際には、短期間であるとしても、本件肩書地に戻っていたことが認められるのであり、このような」に改める。
- (3) 原判決9頁18行目、同10頁6行目、同7行目、同8行目、同10行目及び同11頁15行目から同16行目にかけて、同18行目の各「外国籍の乗船船員」を「外国籍の船舶の乗組員」にそれぞれ改める。
- (4) 原判決10頁13行目の「租税法規の」から同15行目の末尾までを「ほかの者に対し租税法規を適正に解釈適用して賦課徴税することを許さないという趣旨を含むものではない。以上のとおり、ほかの外国籍の船舶の乗組員との関係での平等原則違反の主張には理由がない。」に改める。
- (5) 原判決10頁16行目の「また」から同行目から同17行目にかけての「外国籍の乗船船

員を」までを「また、前記のとおり、外国籍の船舶の乗組員は、国外の海上に生活の本拠を有しているものとは認められないから、これを」に改める。

(6) 原判決 11 頁 12 行目の「認められるが、」の次に「そもそも控訴人がこの期間所得税の申告をしていなかったことを考慮すれば、」を加える。

(7) 原判決 11 頁 24 行目の次に行を改めて次のとおり加え、同 25 行目の「3」を「4」に改める。

「3 控訴人が納付すべき税額

(1) 所得税の額

ア 総所得金額

控訴人の平成 13 年ないし平成 17 年（以下「本件対象期間」という。）の給与収入の額は、別紙 2 の各年分の合計欄記載のとおりであり（弁論の全趣旨）、これから給与所得控除（所得税法 28 条 3 項 4 項、別表第 5）をした額は、別紙 1 の各年分の「総所得金額の内訳」中の「給与所得の金額」欄記載のとおりである（平成 13 年分、平成 14 年分及び平成 16 年分については、「原処分等の額」の区分に記載されたもの、平成 15 年分及び平成 17 年分については、「審査裁決額」の区分に記載されたもの。別紙 1 の引用に関しては以下同じ。）。また、控訴人の本件対象期間の公的年金等の収入の額は、別紙 3 の各年分の「受給金額」欄記載のとおりであり（弁論の全趣旨）、これから公的年金等控除（所得税法 35 条 4 項。ただし、平成 13 年分ないし平成 16 年分については、平成 16 年法律第 14 号による改正前のもの。）をした額は、別紙 1 の各年分の「総所得金額の内訳」中の「雑所得の金額」欄記載のとおりである。以上によれば、控訴人の各年の総所得金額は、別紙 1 の各年分の「総所得金額」欄記載のとおりである。

イ 所得控除の額

(ア) 雑損控除（平成 15 年分）

控訴人所有の住宅が平成 15 年 7 月 26 日に発生した宮城県北部地震により被災し、同住宅に 629 万 0498 円の損害が生じていると認められるところ（弁論の全趣旨）、本件においては、災害関連支出があったとは認められないので、上記損失額のうち総所得金額（1160 万 3605 円。別紙 1 の平成 15 年分の「総所得金額」欄記載のとおり。）の 10 分の 1 である 116 万 0360 円を超える部分である 513 万 0138 円が雑損控除額となる（所得税法 72 条）。

(イ) 社会保険料控除

控訴人が本件対象期間に納付した社会保険料の額は、別紙 4 の別表 I のとおりであるから（乙 7 の 2）、各年分ごとに、この額が社会保険料控除として所得金額から差し引かれる（所得税法 74 条）。

(ウ) 生命保険料・損害保険料控除

控訴人が本件対象期間に支払った生命保険料の額は、別紙 4 の別表 II のとおりであり、損害保険料の額は、別紙 4 の別表 III のとおりであるが（弁論の全趣旨）、各年分の生命保険料支払額はいずれも 10 万円を超えており、各年分の損害保険料支払額はいずれも 4000 円を超えているから、各年分につき、生命保険料控除は 5 万円（所得税法 76 条 1 項 4 号）、損害保険料控除は 3000 円（平成 18 年法律

第10号による改正前の所得税法77条1項1号)となる。

(エ) 扶養控除・基礎控除

前記前提事実によれば、控訴人は、大正6年12月10日生まれで70歳以上である母と本件対象期間を通じて同居していることが認められ、これによれば、控訴人の母は、同居の老人扶養親族に該当するので(所得税法2条1項34号の3、84条1項括弧書き、租税特別措置法41条の16第2項。ただし、平成13年ないし平成15年分については、平成15年法律第8号による改正前の租税特別措置法41条の15第2項)、各年分につき、控訴人の扶養控除額は、58万円である。

また、各年分につき、控訴人の基礎控除は38万円である(所得税法86条)。

(オ) 配偶者控除(平成17年分)

控訴人には、平成17年7月6日に婚姻した生計を一にする配偶者がおり、かつ、当該配偶者の合計所得金額が38万円以下であると認められるので(弁論の全趣旨)、配偶者控除は38万円となる(所得税法2条1項33号、83条)。

(カ) 所得控除の額合計

したがって、控訴人の所得控除の額は、以上の合計額(平成13年、平成14年及び平成16年分については上記(イ)ないし(エ)、平成15年分については上記(ア)ないし(エ)、平成17年分については上記(イ)ないし(オ)の合計額)となる(別紙1の各年分の「所得控除の額の計」欄記載のとおり)。

ウ 納付すべき所得税の額

控訴人の各年分の課税総所得金額は、各年の総所得金額から所得控除の合計額を控除した額(ただし、1000円未満の端数は切り捨て。国税通則法118条1項)であるから、別紙1の各年分の「課税総所得金額」欄記載の額となる。これを基に所得税法89条1項に規定する税率に基づいて計算すると、控訴人の所得税の額は、各年につき、別紙1の各年分の「算出税額」欄記載の額となる。

そして、これを平成17年法律第21号による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律6条2項の規定により減額し(減額すべき額は各年ごとに別紙1の「定率減税額」欄記載のとおり)、公的年金の源泉徴収額(各年ごとに別紙1の「源泉徴収税額」欄記載のとおり)を控除すると、控訴人の納付すべき税額は、各年ごとに、別紙1の「納付すべき税額」欄記載のとおり、平成13年分は135万5800円、平成14年分は95万7800円、平成15年分は52万6700円、平成16年分は65万9300円、平成17年分は35万4800円となる(国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てる)。

(2) 無申告加算税の額

前記前提事実のとおり、控訴人は、本件報酬等及び公的年金に係る所得につき、平成13年分から平成17年分までの各所得税の確定申告を行っていないところ、控訴人が申告書の提出をしなかったことにつき、国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」があるものとは認められない。したがって、控訴人は、上記の控訴人が納付すべき税額(ただし、同法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てたもの)に、同法66条1項の規定に基づき100分の15の割合を乗じて算出した金

額について、無申告加算税を納付すべきことになり、その額は、各年ごとに、別紙1の「無申告加算税の額」欄に記載のとおり、平成13年分は20万2500円、平成14年分は14万2500円、平成15年分は7万8000円、平成16年分は9万7500円、平成16年分は5万2500円である。」

3 以上の次第であるから、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 小磯 武男

裁判官 山口 均

裁判官 岡田 伸太

課税の経緯及び被告主張額一覧表

(単位：円)

区分 項目		平成13年分			平成14年分			
		原処分等 の額	審査裁決額	被告主張額	原処分等 の額	審査裁決額	被告主張額	
額の 総 所 得 内 訳 金	給与所得の金額	1	9,337,193	同 左	同 左	7,665,489	同 左	同 左
	雑所得の金額	2	1,497,522			1,497,522		
総所得金額（1+2）		6	10,834,715			9,163,011		
所得 金額 から 差 し 引 か れ る 金 額	雑損控除	9	—			—		
	社会保険料 控除	10	205,600			215,300		
	生命保険料 損害保険料控除	11	53,000			53,000		
	配偶者控除	13	—			—		
	扶養控除	15	580,000			580,000		
	基礎控除	16	380,000			380,000		
所得控除額の計 （9～16の計）		18	1,218,600			1,228,300		
課税総所得金額		19	9,616,000			7,934,000		
算出税額		25	1,654,800			1,256,800		
配当控除額外国税額控 除額		30	—			—		
差引所得税額 （19-25-30）		31	1,654,800			1,256,800		
定率減税額		33	250,000			250,000		
源泉徴収税額		34	48,996			48,996		
申告納税額 （31-33-34）		35	1,355,800			957,800		
予定納税額		36 37	—			—		
納付すべき税額 （35-36-37）		38	1,355,800			957,800		
無申告加算税の額		45	202,500			142,500		

※各欄の1～45の番号は、甲第5ないし9号証の別表における各欄の番号と一致する。

課税の経緯及び被告主張額一覧表

(単位：円)

区分 項目		平成15年分			平成16年分			
		原処分等 の額	審査裁決額	被告主張額	原処分等 の額	審査裁決額	被告主張額	
額の 総 所 得 内 訳 金	給与所得の金額	1	10,117,282	10,117,282	同 左	同 左	同 左	
	雑所得の金額	2	1,486,323	1,486,323				
総所得金額（1+2）		6	11,603,605	11,603,605				7,296,973
所得 金額 から 差 し 引 か れ る 金 額	雑損控除	9	—	5,130,138				—
	社会保険料 控除	10	217,100	217,100				216,200
	生命保険料 損害保険料控除	11	53,000	53,000				53,000
	配偶者控除	13	—	—				—
	扶養控除	15	580,000	580,000				580,000
	基礎控除	16	380,000	380,000				380,000
所得控除額の計 （9～16の計）		18	1,230,100	6,360,238				1,229,200
課税総所得金額		19	10,373,000	5,243,000				6,067,000
算出税額		25	1,881,900	718,600				883,400
配当控除額外国税額控 除額		30	—	—				—
差引所得税額 （19-25-30）		31	1,881,900	718,600				883,400
定率減税額		33	250,000	143,720				176,680
源泉徴収税額		34	48,100	48,100				47,352
申告納税額 （31-33-34）		35	1,583,800	526,700				659,300
予定納税額		36 37	—	—				—
納付すべき税額 （35-36-37）		38	1,583,800	526,700				659,300
無申告加算税の額		45	237,000	78,000				97,500

※各欄の1～45の番号は、甲第5ないし9号証の別表における各欄の番号と一致する。

課税の経緯及び被告主張額一覧表

(単位：円)

項目		区分	平成17年分		
			原処分等の額	審査裁決額	被告主張額
額の 総 所 得 内 訳 金	給与所得の金額	1	4,298,400	4,298,400	同 左
	雑所得の金額	2	1,475,098	1,475,098	
総所得金額(1+2)		6	5,773,498	5,773,498	
所得 金額 から 差 し 引 か れ る 金 額	雑損控除	9	—	—	
	社会保険料控除	10	217,400	217,400	
	生命保険料 損害保険料控除	11	53,000	53,000	
	配偶者控除	13	—	380,000	
	扶養控除	15	580,000	580,000	
	基礎控除	16	380,000	380,000	
所得控除額の計 (9~16の計)		18	1,230,400	1,610,400	
課税総所得金額		19	4,543,000	4,163,000	
算出税額		25	578,600	502,600	
配当控除額外国税額控 除額		30	—	—	
差引所得税額 (19-25-30)		31	578,600	502,600	
定率減税額		33	115,720	100,520	
源泉徴収税額		34	47,202	47,202	
申告納税額 (31-33-34)		35	415,600	354,800	
予定納税額		36 37	—	—	
納付すべき税額 (35-36-37)		38	415,600	354,800	
無申告加算税の額		45	61,500	52,500	

※各欄の1~45の番号は、甲第5ないし9号証の別表における各欄の番号と一致する。

給与振込集計表

(単位：円)

平成13年分		平成14年分		平成15年分	
振込年月日	振込金額	振込年月日	振込金額	振込年月日	振込金額
13. 1. 19	700,000	14. 1. 21	700,000	15. 1. 21	650,000
13. 2. 21	700,000	14. 2. 21	700,000	15. 2. 21	650,000
13. 3. 21	700,000	14. 3. 20	700,000	15. 3. 20	650,000
13. 4. 18	3,218,098	14. 4. 19	700,000	15. 4. 21	650,000
13. 4. 20	700,000	14. 5. 21	700,000	15. 5. 21	650,000
13. 5. 21	700,000	14. 6. 12	1,800,544	15. 6. 20	650,000
13. 6. 21	700,000	14. 6. 21	650,000	15. 7. 18	650,000
13. 7. 19	700,000	14. 7. 19	650,000	15. 8. 21	650,000
13. 8. 21	700,000	14. 8. 21	650,000	15. 8. 28	818,034
13. 9. 21	700,000	14. 9. 20	650,000	15. 9. 19	650,000
13. 10. 19	700,000	14. 10. 21	650,000	15. 10. 21	650,000
13. 11. 21	700,000	14. 11. 21	650,000	15. 11. 21	650,000
13. 12. 21	700,000	14. 12. 20	650,000	15. 12. 19	650,000
				15. 12. 24	3,821,211
合計	11,618,098	合計	9,850,544	合計	12,439,245

平成16年分		平成17年分	
振込年月日	振込金額	振込年月日	振込金額
16. 1. 21	650,000	17. 1. 21	650,000
16. 2. 20	650,000	17. 2. 21	650,000
16. 3. 19	650,000	17. 3. 18	650,000
16. 4. 21	650,000	17. 4. 15	1,406,415
16. 5. 21	650,000	17. 4. 21	400,000
16. 6. 21	650,000	17. 5. 20	400,000
16. 7. 21	650,000	17. 6. 21	400,000
16. 8. 20	650,000	17. 7. 21	400,000
16. 9. 21	650,000	17. 8. 2	397,750
16. 10. 21	650,000	17. 8. 24	697,750
16. 11. 19	650,000		
16. 12. 21	650,000		
合計	7,800,000	合計	6,051,915

老齢年金の受給状況

(単位：円)

年分	年金の種別	受給金額	源泉徴収税額	社会保険料額 (介護保険料額)
平成13年分	老齢	2,496,696	48,996	0
平成14年分	老齢	2,496,696	48,996	0
平成15年分	老齢	2,481,764	48,100	0
平成16年分	老齢	2,469,298	47,352	0
平成17年分	老齢	2,466,798	47,202	0

別表Ⅰ 国民健康保険税の納付状況

平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
13. 1. 25	23,000	14. 1. 25	26,000	15. 1. 31	27,000	16. 2. 2	27,000	17. 1. 31	27,000
13. 2. 26	23,000	14. 2. 25	26,000	15. 2. 28	27,000	16. 3. 1	27,000	17. 2. 28	27,000
13. 7. 25	29,600	14. 7. 31	28,300	15. 7. 31	28,100	16. 8. 2	27,200	17. 8. 1	33,400
13. 8. 27	26,000	14. 9. 2	27,000	15. 9. 30	27,000	16. 8. 31	27,000	17. 8. 31	26,000
13. 9. 25	26,000	14. 9. 30	27,000	15. 9. 30	27,000	16. 9. 30	27,000	17. 9. 30	26,000
13. 10. 25	26,000	14. 10. 31	27,000	15. 10. 31	27,000	16. 11. 1	27,000	17. 10. 31	26,000
13. 11. 26	26,000	14. 12. 2	27,000	15. 12. 1	27,000	16. 11. 30	27,000	17. 11. 30	26,000
13. 12. 25	26,000	14. 12. 30	27,000	15. 12. 30	27,000	16. 12. 30	27,000	17. 12. 30	26,000
合計	205,600	合計	215,300	合計	217,100	合計	216,200	合計	217,400

別表Ⅱ 生命保険料の支払状況

平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
13. 1. 29	22,700	14. 1. 28	22,700	15. 1. 27	39,953	16. 1. 26	39,053	17. 1. 26	39,053
13. 2. 27	22,700	14. 2. 27	22,700	15. 2. 27	39,953	16. 2. 26	39,053	17. 2. 28	39,053
13. 3. 27	22,700	14. 3. 27	22,700	15. 3. 27	39,953	16. 3. 26	39,053	17. 3. 28	39,053
13. 4. 27	22,700	14. 4. 30	22,700	15. 4. 28	39,953	16. 4. 26	39,053	17. 4. 26	39,053
13. 5. 28	22,700	14. 5. 27	22,700	15. 5. 27	39,053	16. 5. 26	39,053	17. 5. 26	39,053
13. 6. 27	22,700	14. 6. 27	22,700	15. 6. 27	39,053	16. 6. 28	39,053	17. 6. 27	39,053
13. 7. 27	22,700	14. 7. 29	22,700	15. 7. 28	39,053	16. 7. 26	39,053	17. 7. 26	39,053
13. 8. 27	22,700	14. 8. 27	39,953	15. 8. 27	39,053	16. 8. 26	39,053	17. 8. 26	39,053
13. 9. 27	22,700	14. 9. 27	39,953	15. 9. 26	39,053	16. 9. 27	39,053	17. 9. 26	39,053
13. 10. 29	22,700	14. 10. 28	39,953	15. 10. 27	39,053	16. 10. 26	39,053	17. 10. 26	39,053
13. 11. 27	22,700	14. 11. 27	39,953	15. 11. 26	39,053	16. 11. 26	39,053	17. 11. 28	39,053
13. 12. 27	22,700	14. 12. 27	39,953	15. 12. 26	39,053	16. 12. 27	39,053	17. 12. 26	39,053
合計	272,400	合計	358,665	合計	472,236	合計	468,636	合計	468,636

別表Ⅲ 損害保険料の支払状況

平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
13. 3. 28	7,000	14. 3. 28	7,000	15. 3. 28	7,000	16. 3. 29	7,000	17. 3. 28	7,000
合計	7,000	合計	7,000	合計	7,000	合計	7,000	合計	7,000